

令和6年3月25日

一般社団法人  
千葉県トラック協会会長様

千葉県警察本部交通部交通規制課長

高速自動車国道における大型貨物自動車等の最高速度の引上げについて  
時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴台には、平素から交通安全活動を始め警察業務全般にわたり、深い御理解と御協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第43号）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和6年国家公安委員会告示第10号）が、本年4月1日から施行され、高速自動車国道における車種別の法定速度が見直されます。

高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の法定速度については、大型貨物自動車及び特定中型貨物自動車（車両を牽引するものを除く。以下「大型貨物自動車等」という。）は令和6年4月1日以降、現行の80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げられる一方、トレーラ、大型特殊自動車及び三輪の自動車は現行のとおり80キロメートル毎時、その他の自動車は現行のとおり100キロメートル毎時となります。

今回の見直しに当たっては、警察庁が開催した「高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する有識者検討会」において、令和5年12月に提言がなされており、大型貨物自動車等の最高速度の見直しと併せて、道路交通の整序化のための方策がなされるべきとされております。

ドライバーが高速道路を一層安全かつ快適に利用するためには、先行車との適切な車間距離の保持、進路変更・追越し時における確実な安全確認、キープレフトを原則とした上で自身の運転車両、走行速度、交通規制及び周囲の交通状況に応じて適切な通行帯を選択すること等、交通ルールを遵守し、運転マナーの実践を意識して運転することが重要です。

つきましては、高速自動車国道における大型貨物自動車等の法定速度の引上げと併せ、交通ルールの遵守及び運転マナーの実践の重要性について、会員の皆様に周知を図るよう、御理と解御協力をいただけますようお願い申し上げます。

本件担当  
千葉県警察本部交通部交通規制課  
043-201-0110(内線5224)

